

## 愛媛県立医療技術大学リポジトリ規程

令和7年規程第4号

### (目的)

第1条 愛媛県立医療技術大学（以下「本学」という。）は、本学において生産された教育研究活動の成果物を愛媛県立医療技術大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に電磁的形態で蓄積・保存し、無償で公開することにより、本学の教育研究の発展に資するとともに、社会に対する責務と貢献を果たすものとする。

### (統括責任者)

第2条 リポジトリの管理運営を統括するため、統括責任者を置き、図書館長をもって充てる。

### (審議機関)

第3条 リポジトリの管理運営に関する重要事項は、図書・学術委員会において審議する。

### (管理運営)

第4条 リポジトリに関する管理及び運営は、図書館において行う。

### (見直し)

第5条 リポジトリに関する見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行う。

### (補則)

第6条 リポジトリの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。